

現 行	改 正 案
(低所得者の保険料の減額) 第16条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条第1項の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額(次項において「軽減額」という。)を減額して得た額(当該減額して得た額が第12条の2の基礎賦課限度額を超える場合には、当該基礎賦課限度額)とする。 (1) 世帯主並びに当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。以下この項において同じ。)現在において当該世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(以下この項において「世帯主等」という。)につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、また、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額及び政令第29条の7第5項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額(以下この条において「他の所得と区分して計算される所得の金額」という。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数(政令第29条の7第5項第1号に規定する給与所得者等の数をいう。以下この項において同じ。))が2以上の場合にあつては、同法第314条の2第2項第1号に定める金額に給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た額を加えた額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者については、アに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額を合算した額	(低所得者の保険料の減額) 第16条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条第1項の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額(次項において「軽減額」という。)を減額して得た額(当該減額して得た額が第12条の2の基礎賦課限度額を超える場合には、当該基礎賦課限度額)とする。 (1) 世帯主並びに当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。以下この項において同じ。)現在において当該世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(以下この項において「世帯主等」という。)につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、また、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額及び政令第29条の7第5項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額(以下この条において「他の所得と区分して計算される所得の金額」という。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数(政令第29条の7第5項第1号に規定する給与所得者等の数をいう。以下この項において同じ。))が2以上の場合にあつては、同法第314条の2第2項第1号に定める金額に給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た額を加えた額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者については、アに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額を合算した額

現 行	改 正 案
ア } イ } -----略----- (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た額を加えた額）に、<u>295,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算して得た金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者については、アに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額を合算した額	ア } イ } -----略----- (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た額を加えた額）に、<u>305,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算して得た金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者については、アに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額を合算した額
ア } イ } -----略----- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た額を加えた額）に、<u>545,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算して得た金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者については、アに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額を合算した額	ア } イ } -----略----- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た額を加えた額）に、<u>560,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算して得た金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者については、アに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額を合算した額
ア } イ } 2 } 3 } -----略-----	ア } イ } 2 } 3 } -----略-----

_____は改正箇所

現 行	改 正 案
4 前3項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「第10条第1項」とあるのは「第12条の4第1項」と、「第12条の2」とあるのは「第12条の5の3」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課限度額」と、同項各号中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、第2項中「第12条第2項及び第3項」とあるのは「第12条の5の2第2項において準用する第12条第2項及び第3項」と、前項中「第10条第2項」とあるのは「第12条の4第2項において準用する第10条第2項」と読み替えるものとする。 5 第1項から第3項までの規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「第10条第1項」とあるのは「第12条の7第1項」と、「第12条の2」とあるのは「第12条の10」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「介護納付金賦課限度額」と、同項各号中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、第2項中「第12条第2項及び第3項」とあるのは「第12条の9第2項において準用する第12条第2項及び第3項」と、第3項中「第10条第2項」とあるのは「第12条の7第2項において準用する第10条第2項」と読み替えるものとする。 (徴収猶予) 第21条 市長は、納付者が次の各号のいずれかに該当して、その納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その者の申請により、その納付することができないと認められる金額を限度として、<u>6月以内</u>の期間に限って、徴収を猶予することができる。 (1) 天災その他の災害を受けたとき。 (2) 納付者又はその者と生計を一にする者の疾病のため、異状の出費をしたとき。 (3) 納付者がその事業又は業務を廃止し、又は休止したとき。 (4) 納付者がその事業又は業務に甚大な損害を受けたとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。	4 前3項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「第10条第1項」とあるのは「第12条の4第1項」と、「第12条の2」とあるのは「第12条の5の3」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課限度額」と、同項各号中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、第2項中「第12条第2項及び第3項」とあるのは「第12条の5の2第2項において準用する第12条第2項及び第3項」と、前項中「第10条第2項」とあるのは「第12条の4第2項において準用する第10条第2項」と読み替えるものとする。 5 第1項から第3項までの規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「第10条第1項」とあるのは「第12条の7第1項」と、「第12条の2」とあるのは「第12条の10」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「介護納付金賦課限度額」と、同項各号中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、第2項中「第12条第2項及び第3項」とあるのは「第12条の9第2項において準用する第12条第2項及び第3項」と、第3項中「第10条第2項」とあるのは「第12条の7第2項において準用する第10条第2項」と読み替えるものとする。 (徴収猶予) 第21条 市長は、納付者が次の各号のいずれかに該当して、その納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その者の申請により、その納付することができないと認められる金額を限度として、<u>1年以内</u>の期間に限って、徴収を猶予することができる。 (1) 天災その他の災害を受けたとき。 (2) 納付者又はその者と生計を一にする者の疾病のため、異状の出費をしたとき。 (3) 納付者がその事業又は業務を廃止し、又は休止したとき。 (4) 納付者がその事業又は業務に甚大な損害を受けたとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。